



登別市長 上野 晃

2月21日(金)、平成15年第1回登別市議会定例会が開かれ、上野市長が今年のまちづくりの指針である『市政執行方針』を、武田教育長が登別市の進める教育のあり方について示す『教育行政執行方針』を発表しました。

今月号では、市民と行政による協働のまちづくりを進める登別市の平成15年度市政執行方針と教育行政執行方針、予算、主な事業をお知らせします。



登別市教育長 武田 博

特集

市民と行政による

協働のまちづくり

平成15年度市政執行方針・教育行政執行方針・予算・事業

市民と行政による協働のまちづくり①

平成15年度

市政執行方針

(要旨)

はじめに

今、わが国では、経済の再生が急務とされており、そのための構造改革など懸命な取り組みがなされているにもかかわらず、景気の先行きはまだまだ不透明です。

一方、地方自治体を取り巻く社会・経済環境も、一段と厳しさを増してきています。地方自治体は、地方分権という大きな流れの中にあつて、自己決定・自己責任の原則のもと、より良い市民サービスが提供される新たな地域社会の構築に向けた役割を果たすことが求められています。

本市は、これまでも行政の質的な向上の視点に立つて行政改革を推進し、行財政の健全化に努めてきました。しかし、長引く不況による影響が大きく、従来にも増して厳しい環境の中、さらなる行財政システムの見直しを行い、中長期的見通しのもとで財政運営を進めていかなければなりません。

市民の安全を守り安心・安定の生活を確保するとともに、将来に夢を

抱き明日に希望が持てるような、誰もが幸せを実感できるまちづくりのため、全力を投じてまいる所存です。

基本的な考え方

- ① 分権型社会の創造
- ② 市民と協働のまちづくり
- ③ 行財政運営

基本的な考え方

分権型社会の創造

分権型社会の創造を図るには、地域特性に基づいた基礎的自治体の自立を進める必要があります。

地方分権は単なる『事務の移譲』ではなく、『権限の移譲』とこれに伴う税財源の移譲が同時に行われなければなりません。

現在、国では、地方財政対策として国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討し、本年6月をめどに取りまとめることとしていますが、これまでの国の『地方分権改革推進